



目次

規 則	ペー ジ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
◎告示 (地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任)の廃止 (行政管理課)	1
○字の区域及び名称の変更の届出 (2件) (市町村振興課)	1
○生活保護法による介護機関の指定 (2件) (福祉指導課)	1
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品・衛生課)	2
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (13件) (経営支援課)	2
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出 (")	7
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要 (")	7
○道路の区域変更 (道 路 課)	7
○道路の供用開始 (")	7
公 告	
○県指定希少野生動植物の指定の案の縦覧 (自然共生課)	7
高知県選挙管理委員会告示	
○告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨)の訂正 (3件)	8
高知県人事委員会規則	
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	8
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	8

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第93号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。
別表第3の1の(8)の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第506号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成19年8月22日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

小才角加入区

高知県告示第507号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成15年8月高知県告示第498号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成19年8月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成19年8月22日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

小才角加入区

高知県告示第508号

平成8年4月高知県告示第229号(地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任)は、廃止する。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県告示第509号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、日高村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
沖名	八幡馬場ノ東	125の1、126の1、126の3、126の5から126の7まで、128の2、134の1、134の5、134の7、134の8	沖名	長崎
	長崎ノ下	223の2、224の2、225から227まで、228の1、229の2、230の2、234の2、239の1、239の2、240、241、242の1、242の6、242の7、243の1、244の1から244の3まで、245の2		
	狩場ノ沖	389の2、389の4、389の6、389の7、390の3から390の5まで、390の7、390の11、391の1		

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の全部を含むものとする。

高知県告示第510号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、日高村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
沖名	猿田	1621の3、5838	沖名	込山

高知県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年6月15日	株式会社 mano A mano 安芸市東浜196-12	東部ケアプランセンター 花 安芸市東浜196-12 居宅介護支援
平成19年7月1日	ニコニコケア有限公司 香南市赤岡町569-3	ヘルパーステーションあい 香南市赤岡町569-3 訪問介護

高知県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年5月1日	有限会社四季 吾川郡春野町弘岡中 357-7	デイサービスなごみ館 土佐市高岡町甲73-1 介護予防通所介護
平成19年7月1日	ニコニコケア有限公司 香南市赤岡町569-3	ヘルパーステーションあい 香南市赤岡町569-3 介護予防訪問介護

高知県告示第513号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を平成19年8月13日付けで次のとおり行った。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 研修及び講習の主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

2 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
平成19年10月21日（日）

高知市本町1-6-24 高知商工会館

3 第2型研修及び講習の受付期間
平成19年9月10日（月）から同年10月5日（金）まで

4 研修及び講習の科目

衛生法規及び公衆衛生

洗濯物の受取、保管及び引渡し

洗濯物の処理

繊維及び繊維製品

レポート

5 研修及び講習の受講料

研修受講料 5,000円

講習受講料 4,500円

6 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先

高知市本町1-5-8 島崎ビル2階

財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

高知市農業協同組合 代表理事組合長 坂本 弘之

(2) 届出者の住所

高知市高須東町4-8

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマートあぞの店

高知市薮野西町三丁目1338-3 ほか

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(変更前) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 雄一

(変更後) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 彰宏

(5) 変更年月日

平成19年4月1日

(6) 変更理由

社長交代のため

2 届出年月日

平成19年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第515号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマート土佐道路路店

高知市河ノ瀬28-1

(4) 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(変更前) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 雄一

(変更後) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 彰宏

(5) 変更年月日

平成19年4月1日

(6) 変更理由

社長交代のため

- 2 届出年月日
平成19年5月30日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 届出の概要
 - (1) 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
 - (2) 届出者の住所
高知市知寄町二丁目1番37号
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート六泉寺店
高知市六泉寺町223-1
 - (4) 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
(変更前) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 雄一
(変更後) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 彰宏
 - (5) 変更年月日
平成19年4月1日
 - (6) 変更理由
社長交代のため
- 2 届出年月日
平成19年5月30日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課

- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 届出の概要
 - (1) 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
 - (2) 届出者の住所
高知市知寄町二丁目1番37号
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート高岡店
土佐市高岡町甲337ほか
 - (4) 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
(変更前) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 雄一
(変更後) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 彰宏
 - (5) 変更年月日
平成19年4月1日
 - (6) 変更理由
社長交代のため
- 2 届出年月日
平成19年5月30日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
土佐市商工労働課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 届出の概要
 - (1) 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
 - (2) 届出者の住所
高知市知寄町二丁目1番37号
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート中万々店
高知市中万々字次郎丸39-2ほか
 - (4) 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
(変更前) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 雄一
(変更後) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 彰宏
 - (5) 変更年月日
平成19年4月1日
 - (6) 変更理由
社長交代のため
- 2 届出年月日
平成19年5月30日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第519号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーアクシスの店

吾川郡いの町字北大内418-1ほか

(4) 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(変更前) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 雄一

(変更後) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 彰宏

(5) 変更年月日

平成19年4月1日

(6) 変更理由

社長交代のため

2 届出年月日

平成19年5月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

いの町産業経済課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

イ 山本 恵美子

(2) 届出者の住所

ア 高知市知寄町二丁目1番37号

イ 南国市大桶甲1424

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーアクシス

南国市大桶乙1009-1

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(変更前) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 雄一

(変更後) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 彰宏

(5) 変更年月日

平成19年4月1日

(6) 変更理由

社長交代のため

2 届出年月日

平成19年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

南国市商工水産課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

ア 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

イ 株式会社フタガミ 代表取締役 二神 昌彦

ウ 株式会社日産サテリオ高知 代表取締役 山崎 広起

(2) 届出者の住所

ア 高知市知寄町二丁目1番37号

イ 須崎市大間東町4番25号

ウ 高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニータウン四万十

四万十市古津賀字岸の下1642ほか

(4) 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(変更前) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 雄一

(変更後) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 彰宏

(5) 変更年月日

平成19年4月1日

(6) 変更理由

社長交代のため

2 届出年月日

平成19年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

四万十市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第522号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社ウイル 代表取締役 森田 優秀
- (2) 届出者の住所
高知市南御座95-5
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニータウンⅡ
四万十市古津賀字西大場1296番地1ほか
- (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 中村市古津賀字西大場1296番地1ほか
(変更後) 四万十市古津賀字西大場1296番地1ほか
イ 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名及び住所並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所
(変更前) 株式会社ウイル
代表取締役 中村 雄一
高知市大津乙161番4号
(変更後) 株式会社ウイル
代表取締役 森田 優秀
高知市南御座95-5
- (5) 変更年月日
(4)のア 平成17年7月1日
(4)のイ 平成19年4月1日
- (6) 変更理由
(4)のア 市町村合併に伴う市名変更
(4)のイ 社長交代のため及び営業効率による本社移転

2 届出年月日

平成19年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第523号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社サニー不動産 代表取締役 山崎 広起
- (2) 届出者の住所
高知市知寄町二丁目1番37号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート伊野店
吾川郡いの町1188
- (4) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
(変更前) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 雄一
(変更後) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 彰宏
- (5) 変更年月日
平成19年4月1日
- (6) 変更理由
社長交代のため

2 届出年月日

平成19年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
いの町産業経済課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第524号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
- (2) 届出者の住所
高知市知寄町二丁目1番37号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
T S U T A Y A高須店
高知市高須一丁目17-19
- (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 雄一
(変更後) 株式会社サニーマート
代表取締役 中村 彰宏
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
(変更前) 株式会社ウイル
代表取締役 中村 雄一
(変更後) 株式会社ウイル
代表取締役 森田 優秀
- (5) 変更年月日
平成19年4月1日
- (6) 変更理由
社長交代のため

2 届出年月日

平成19年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第525号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

T S U T A Y A 中万々店

高知市中万々809番地

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 雄一

(変更後) 株式会社サニーマート

代表取締役 中村 彰宏

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(変更前) 株式会社ウイル

代表取締役 中村 雄一

(変更後) 株式会社ウイル

代表取締役 森田 優秀

(5) 変更年月日

平成19年4月1日

(6) 変更理由

社長交代のため

2 届出年月日

平成19年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第526号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーアクシスいの店

吾川郡いの町字北大内418-1ほか

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマート	中村 彰宏	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社ウイル	森田 優秀	高知市南御座95-5
株式会社しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマート	中村 彰宏	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社ウイル	森田 優秀	高知市南御座95-5
株式会社しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
株式会社かもめ	中村 信輔	高知市旭町三丁目57-1
株式会社ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町

		走熊字七本松27-1
株式会社マミー	笹岡 久人	高知市はりまや町1-1-16
有限会社能瀬	能瀬 豊子	高知市高須新町二丁目16番19号
株式会社ちぐさ	澤村 孝志	高知市帯屋町2-2-15
有限会社スタジオオカムラ	小林 正美	吾川郡春野町西分196-3
有限会社ナベヤ	濱田 幸夫	須崎市西糺町4-42
株式会社コマドリ	宮内 久夫	高知市はりまや町1-5-8
和泉 存	和泉 存	南国市国分702
有限会社西川百貨店	西川 善之	香美市土佐山田町百石町1-1-24
株式会社やました	山下 博巳	須崎市西崎町6-35
株式会社田邊工務店	田邊 正剛	吾川郡いの町枝川652-24
株式会社三城	多根 裕詞	東京都中央区銀座2-7-17
株式会社花輝	出来 輝喜	高知市本町三丁目5番2号
株式会社スイートガーデン	友田 雅己	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
株式会社サニーフーズ	川崎 卓巳	高知市北御座66-1
株式会社大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14

- (5) 変更年月日
平成19年4月10日
- (6) 変更理由
テナント入居による。
- 2 届出年月日
平成19年7月20日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
いの町産業経済課

- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第527号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 届出者の名称
 - ア 株式会社西武百貨店 代表取締役 大崎 文明
 - イ 有限会社岸上 代表取締役 岸上 健志
- 2 届出者の住所
 - ア 東京都豊島区南池袋一丁目28番1号
 - イ 高知市宝永町4番25号
- 3 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社西武百貨店 高知店
高知市南はりまや町一丁目8番1号
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成14年12月26日

高知県告示第528号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
平成19年4月高知県告示第265号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド高知四万十店

四万十市具同2850番地

- 3 意見の概要
建設地は、騒音・振動規制指定地域外であるが、低騒音型・低振動型の機器を使用の上、騒音・振動の発生に十分注意して、作業すること。
なお、営業に当たっては、騒音に係る環境基準の基準値を超える騒音が発生することのないよう、十分注意して営業すること。

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正に処理を行うこと。また、廃棄物の保管場所等は、周辺環境の景観を損なわないような対策を講ずること。

高知県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年8月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町芳ノ澤字鳥越1656番1から幡多郡大月町芳ノ澤字白草1642番60まで	前	3.4 11.4	246
	後	9.3 29.1	240

高知県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年8月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町芳ノ澤字鳥越1656番1から幡多郡大月町芳ノ澤字白草1642番60まで	240	平成19年8月24日

公 告

高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第7条第1項の規定による県指定希少野生動植物の指定をしようとするので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、当該指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定に基づき、当該指定に係る利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に対して、当該指定の案についての意見書を提出することができる。

平成19年8月24日

高知県知事 橋本 大二郎

1 県指定希少野生動植物の種名

- (1) ツキノワグマ
- (2) ヒナインドジョウ
- (3) イドミミズハゼ
- (4) トビハゼ
- (5) シマドジョウ2倍体性種
- (6) シオマネキ
- (7) ヒラコベソマイマイ
- (8) ダイサギソウ
- (9) デンジソウ
- (10) マイヅルテンナンショウ
- (11) ヤブレガサモドキ

2 県指定希少野生動植物として指定をする理由

- (1) 1の(1)の種は、環境省において「保護に留意すべき地域個体群」に指定されており、また、昭和61年11月高知県告示第650号（狩猟獣の捕獲の禁止）において捕獲を禁止する狩猟獣に指定されているものであるが、その保護対策は、いまだ不十分であり、絶滅のおそれがある。
- (2) 1の(2)の種は、四国の固有種であり、県の西部及び愛媛県にのみ生息する。そのため、四国及びその周辺地域の地史及び淡水魚類相を解明する上で極めて貴重な存在である。また、当該種は、冷水性で、かつ、清流性が強く、泥及びシルトに覆われない浮き石状の礫床に潜入し、生息するため、近年、開発行為等による環境の悪化により、一部の水域では、生息が認められなくなっている。更に、その美しい斑紋

から觀賞魚としての人気が高く、業者等による乱獲のおそれがある。

(3) 1の(3)の種は、西日本の固有種であり、分布域は、広くない。また、当該種は、汽水域の小礫底に潜入し、地下生活を送るため、水質の汚濁及び河床の劣化(目詰まり)に極めて弱く、1990年代半ばには、絶滅にひんした。生息状況は、不安定で、1回の調査による発見数は、20尾以下であるが、新莊川汽水域は、全国最大の生息場兼産卵場であり、全年級群もそろっている。

(4) 1の(4)の種は、生息地及び摂餌場所がいずれも泥干潟であることから、県内における生息地は、極めて限られており、本来、希少な種である。最大の生息地であった浦戸湾は、散発的に見かける程度の危機的状況にあり、浦の内湾及び仁淀川左岸も絶滅又はそれに近い状態にある。

(5) 1の(5)の種は、本州及び四国に分布するが、四国内では、本県の新莊川から伊尾木川に至る県の中部から東部までに生息し、比較的分布域が狭い。また、当該種は、清流性が強く、自然度の高い河川の中流域及びその周辺の水路の砂礫底に生息するため、開発行為等による環境の悪化により、生息域及び生息数が激減している。

(6) 1の(6)の種は、浦戸湾、須崎市の桜川の河口、四万十川と竹島川との間の三角州等で生息が確認されているが、その個体数は、少なく、生息域が限定されている。

(7) 1の(7)の種は、南国市稲生の石灰岩地の固有種であるが、本来、鉢伏山の石灰岩地露頭に多産していたものが石灰岩の採掘によって生息域が狭められ、現在、採掘を逃れた周縁部において、かろうじて種を維持しているものである。

(8) 1の(8)の種は、園芸のための採取及び草地の管理放棄により絶滅のおそれがある。

(9) 1の(9)の種は、水質汚染、開発行為等により絶滅のおそれがある。

(10) 1の(10)の種は、県内では、1911年以降記録がなかったが、最近、県内3箇所において生育が確認された。園芸のための採取等により絶滅のおそれがある。

(11) 1の(11)の種は、本県がタイプ産地であり、他の2県においてのみ記録がある。開発行為及び里山の管理放棄により絶滅のおそれがある。

3 県指定希少野生動物の保護に関する指針の案

(1) 1の(1)の種については、林野庁、環境省、高知県及び徳島県で構成する委員会を設置し、保護対策を検討するとともに、県独自で調査及び啓蒙活動を行うものとする。

(2) 1の(2)から(7)までの種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の捕獲等を禁止するものとする。

(3) 1の(8)の種については、県内全域において知事の許可

を受けた場合以外は、当該種の採取等を禁止するものとする。ただし、草地の維持管理において当該種を傷つけることは、この禁止には当たらないものとする。

(4) 1の(9)から(11)までの種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の採取等を禁止するものとする。

4 県指定希少野生動物の指定の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所
高知県文化環境部自然共生課並びに高知県安芸福祉保健所、高知県須崎福祉保健所及び高知県幡多福祉保健所

(2) 縦覧期間
平成19年8月24日から同年9月13日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 意見書の提出先
高知県文化環境部自然共生課(電話番号088-823-9611)

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第95号

平成16年10月高知県選挙管理委員会告示第87号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成19年8月24日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

第1 定例報告のその他の政治団体の収入・支出とも0の団体の表中
「原心一後援会 平成16年3月29日
春名なおあき後援会 平成16年3月17日」
を
「原心一後援会 平成16年3月29日」
に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第96号

平成17年10月高知県選挙管理委員会告示第94号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成19年8月24日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

第1 定例報告のその他の政治団体の収入・支出とも0の団体の表中
「原心一後援会 平成17年1月5日
春名なおあき後援会 平成17年2月7日」
を
「原心一後援会 平成17年1月5日」
に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第97号

平成18年10月高知県選挙管理委員会告示第78号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成19年8月24日
高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
第1 定例報告のその他の政治団体の収入・支出とも0の団体の表中
「原心一後援会 平成18年3月7日
春名なおあき後援会 平成18年3月8日」
を
「原心一後援会 平成18年3月7日」
に訂正する。

人事委員会規則

期末手当及び勤労手当に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第28号

期末手当及び勤労手当に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(期末手当及び勤労手当に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤労手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第7号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する規則(平成11年高知県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウ中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第5号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、この告示による改正後の別表第1の規定は、平成19年8月1日から適用する。

平成19年8月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の7級の知事部局の項中「高知高等技術学校長」を削り、同表の8級の知事部局の項中
「大阪事務所長
療育福祉センター長
身体障害者リハビリテーションセ

ンター所長 』
を
「療育福祉センター長
身体障害者リハビリテーションセ
ンター所長
大阪事務所長
高知高等技術学校長 』
に改める。